

平成26年(東)第1532号, 第1988号 和解仲介手続申立事件
申立人
被申立人 東京電力株式会社

準備書面(1)

平成26年10月3日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

被申立人代理人弁護士

同

同

同

同

同

同

同

同

第1 はじめに

申立人様らによる第1準備書面から第4準備書面によるご主張は、多岐にわたるものですが、被申立人の主張との関係においては、大別すると、

- ① 本件事故による放射線被ばくによる具体的な健康被害のおそれがあるか、
 - ② 地域コミュニティの破壊そのものを理由とする日常生活阻害慰謝料の増額が認められるか、
 - ③ 申立人様らに共通する精神的苦痛について中間指針等に基づく慰謝料等の賠償により慰謝されているといえることができるか、
- の3点が大きな問題となるものと考えられます。

以下では、この3点につきまして、被申立人の答弁書における主張を敷衍させていただきます。

第2 本件事故による放射線被ばくによる具体的な健康被害のおそれがあるか

1 放射線被ばくの量が100ミリシーベルト以下の場合の健康被害について

申立人様らは、「ICRP（国際放射線防護委員会）は、100ミリシーベルト以下の低線量被ばくの場合も、被ばく線量が増加するのに比例して適になるリスクが高まるとしている。」と主張されておられます（申立人第2準備書面5頁5～7行）。

しかしながら、広島・長崎の原爆被爆者に関する調査の結果、100ミリシーベルトを超える放射線量を長期間にわたって被ばくし続けると、生涯のがん死亡リスクが0.5%増加すると試算されておりますが、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することが難しいとされております（乙1「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書」4、8頁）。

これは、他の要因による発がんリスクの方が放射線による発がんリスクよりも大きく、放射線による発がんリスクを疫学的に証明することができないことによるものであるとされております。答弁書においても主張させていただきましたとおり、喫煙による発がんリスクは、1000～2000ミリシーベルト、

肥満による発がんリスクは、200～500ミリシーベルト、野菜不足や受動喫煙による発がんリスクは、100～200ミリシーベルトをそれぞれ被ばくした場合の放射線による発がんリスクと同等であるとされております（乙1，9頁）。

申立人様らは、放射線の被ばくががんになるメカニズムについても詳細にご主張いただいておりますが（申立人第2準備書面2.（2）ア（3頁15行以下））、これは、あくまでも、放射線の被ばくが発がんリスクを高めるメカニズムについてご説明をいただいているものであり、100ミリシーベルト未満の低線量被ばくにおいてこのような健康被害が生ずることを裏付けるものではありません。むしろ、生体が有する抗酸化物質、DNA損傷修復、突然変異細胞除去等の防御機能が適切に機能するため、発がんリスクは存在しないという見解も存在します（乙1，7頁）。

このように、申立人様らのご主張される低線量被ばくによる発がんリスクは、具体的な健康被害のおそれとまではいえないものと考えられます。

2 申立人様らにおける放射線被ばくの状況等について

個々の申立人様らの放射線被ばくの状況等については、福島県により「県民健康管理調査」が実施されておりますが、その先行調査地域（川俣町（山木屋地区）、浪江町、飯館村）の住民の方々のうち、1589名（放射線業務従事者を除く。）の事故後4か月間の累積外部被ばく線量を実際の行動記録に基づき推計したところ、1ミリシーベルト未満の方々が998名（62.8%）、5ミリシーベルト未満の方々が累計で1547名（97.4%）、10ミリシーベルト未満の方々が累計で1585名（99.7%）、10ミリシーベルト超の方々は4名で、最大は14.5ミリシーベルト（1名）となっております（乙1，14頁）。

その後の「県民健康管理調査」（甲114の1，2頁）をみても、大きな相違はなく、浪江町を含む相双地区の住民の方々7万4259名の方々の被ばく量は、1ミリシーベルト未満の方々が78.0%、5ミリシーベルト未満の方々が累計で98%、10ミリシーベルト未満の方々が累計で99.9%となっており、15ミリシーベルト以上の方が11名おられますが、その最高値は2

5ミリシーベルトとなっております。

次に、内部被ばくについてみると、福島県が行っているホールボディカウンターによる測定では、平成23年6月から平成26年8月までに実施された測定の結果によりますと、福島県浪江町の方のうち7989名の方が検査を受けられておりますが、預託実効線量は、そのうちの7982名の方は1ミリシーベルト未満の被ばくにとどまっており、1ミリシーベルト～2ミリシーベルトの方が5名、2ミリシーベルトから3ミリシーベルトの方が2名となっております。3ミリシーベルトを超える方は1名もおりません（乙2「ホールボディカウンターによる内部被ばく検査の実施状況」（福島県のウェブサイトより））。

このように、既に主張させていただいておりますとおり、申立人様らの被ばく量は、現時点において確認されているところでは、100ミリシーベルトを大きく下回るものにとどまっているものと考えられます。なお、実際の被ばく量は、申立人様らがそれぞれ本件事故直後どの場所に滞在されていたのか、また、屋外でどの程度活動をされていたのかなどの個別の事情をお伺いしない限り、確認することはできませんが、この点については具体的にご主張をいただいております。

これに対し、申立人様らは、世界保健機関（WHO）が公表した推計値を以て高度の被ばくをされたと主張されておられます（甲111）。しかしながら、この推計値は、福島第一原子力発電所から20キロメートルから30キロメートル圏内住民は事故後4か月間そのまま住み続けたこと、内部被ばくでは24時間屋外にいたことなどを前提条件とするなど、申立人様らが引用している新聞記事（甲111）にも疑問が呈されているとおり、福島県が実施されている各種調査（甲114、乙2）の方がより正確に実情を反映しているものと考えられます。

現に、申立人様らが指摘するその余のデータは、前記、福島県による調査結果とほぼ一致しております（甲112、115）。

このように、現時点において福島県等の調査により具体的に確認することができている申立人様らの被ばく量（100ミリシーベルト大きく下回っていること）を前提とすると、ただちに具体的な健康被害を生じさせるものであると評価することは困難であると考えられます。

3 まとめ

現時点においては、申立人様らの本件事故による放射線被ばくは、具体的な健康被害を生じさせるおそれがあるということとはできないものと考えております。

なお、申立人様らは、被申立人の連絡協定違反により不合理な避難を余儀なくされたと主張されておられます。

しかしながら、答弁書においても、主張させていただいておりますとおり、平成23年3月13日、被申立人の社員が浪江町役場を訪問して説明をさせていただき、同月15日からは被申立人の社員が浪江町の職員に帯同させていただき、本件事故の状況等について、随時、必要に応じて説明をさせていただいております。この点については、直接担当した被申立人の社員からのヒアリングの結果なども提出させていただいているところであり、ご理解を賜りたいと考えております。

そもそも、浪江町が申立人様らをはじめとする町民の方々を具体的にどのように避難させることとするかについては、政府からの原子力災害対策措置法15条3項に基づく避難指示等（乙3の1、2「指示」）を踏まえ、福島県その他の近隣自治体とも連係を取りながら決定をされたものであると考えられます。その際、政府から、福島県、浪江町等の個々の自治体に対してどのような指示がされ、また、どのような協議の結果、具体的な避難経路を決定されたのかについては、被申立人としても、具体的な内容や経緯を把握することができない立場にはありません。

したがって、本件事故後の被申立人から浪江町への連絡・報告の内容その他事故直後の被申立人の対応と浪江町が選択された住民の避難誘導の内容との間に直接的な因果関係を認めることは困難であると考えております。

第3 コミュニティの破壊そのものを理由とする日常生活阻害慰謝料の増額が認められるか

本件事故による避難により、従前の地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失したことについては、答弁書においても主張しましたとおり、中間指針においても日常生活阻害慰謝料の中で考慮すべきものとされております。

また、被申立人は、中間指針が公表された後、本件事故による避難が相当期間に及ぶことに配慮し、中間指針において当初の6か月の期間のみとすることが想定されていた日常生活阻害慰謝料の慰謝料額10万円を引き続き継続してお支払をさせていただいております。

たしかに、申立人様らのご主張されるコミュニティの意義は多岐にわたっており、様々な観点からの検討が必要になるものとも考えられますが、こうしたご主張について、これを法律上保護されるべき人格的利益としてどのように評価すべきかという観点から考えますと、個々の申立人様らの本件事故当時の生活状況等を個別に検討せざるを得ないものと考えられます。申立人様らのご主張される地域コミュニティが申立人様らの日常生活においてどのように位置づけられていたのか、また、本件事故による避難によりどのような影響を受けたのかなど、慰謝料の増額事由の有無を検討するに当たりましては、個々の申立人様ごとにご事情をお伺いせざるを得ないものと考えられます。

また、繰り返しになりますが、被申立人としては、申立人様らに対し、すでに様々な形で賠償をさせていただいており、その項目及び賠償額も、個々の申立人様ごとのご事情に応じて異なっている点も少なくなく、申立人様らに対する公平な賠償という観点からは、こうした過去の賠償についての個別事情も考慮する必要があるものと考えております。

したがいまして、申立人様らの第3準備書面における各種主張の内容にかんがみても、本件事故による避難に伴う地域コミュニティの破壊そのものを理由として申立人様らについて一律に日常生活の阻害に伴う慰謝料額の増額を認めることは困難であると考えております。

第4 申立人様らに共通する精神的苦痛について中間指針等に基づく慰謝料等の賠償により慰謝されているとすることができるか

まず、中間指針第二次追補においては、第3期における精神的損害額の具体的な算定に当たっては、避難の長期化に伴う「いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛」の増大等を考慮したとあり、避難の慰謝料の要素として、精神的損害の月額10万円には、将来に対する不安、すなわち、「今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることが困難」である状態について評

備されております（第2-1（1）備考5））。

その上で、第二次追補（第2-1（1）備考4及び5）では、「帰還困難区域にあっては、長年住み慣れた住居及び地域における生活の断念を余儀なくされたために生じた精神的苦痛が認められ」とした上で、「帰還困難区域は、今後5年以上帰還できない状態が続くと見込まれることから、こうした長期にわたって帰還できないことによる損害額を一括して、実際の避難指示解除までの期間を問わず一律に算定することとした」として、帰還困難区域の避難者一人600万円の精神的損害を認めているところであり、居住制限区域については、概ね2年分としてまとめて一人240万円、避難指示解除準備区域については、引き続き一人月額10万円とされています。いずれにおいても第二次追補が示した第3期における各区域の精神的損害額には、申立人様らの指摘するコミュニティの破壊や「今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることが困難」という事情を申立人様らの住居があった地域の状況を踏まえて考慮されております。

さらに、浪江町の帰還困難区域に指定されている地域にご住所のある申立人様らにつきましては、

- ① 長期間の避難の後、最終的に帰還が可能となるか否か、また、帰還可能な場合でもいつその見通しが立つかを判断することが困難であること、
- ② 現在も自由に立入りができず、また、除染計画やインフラ復旧計画等がなく帰還の見通しが立たない状況においては、仮に長期間経過後に帰還が可能となったとしても、帰還が不能なために移住を余儀なくされたとして扱うことも合理的であること
- ③ 早期に生活再建を図るためには、見通しのつかない避難指示解除の時期に依存しない賠償が必要であること

などのご事情があることがうかがわれます。

この点については、既に、原子力損害賠償紛争審査会の平成25年12月26日付け「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）」（以下「第四次追補」といいます。）におきまして、「本格的な除染やインフラ復旧等が行われず避難指示の解除の見直しが立たない状況

で事故後6年後を大きく超える長期避難が見込まれる帰還困難区域等の住民からは、将来の生活に見通しをつけるため、避難指示解除の見通しがつかず避難が長期化する場合の精神損害等に係る賠償の考え方を示すことが求められている」としたうえで、概要、次の内容が公表されており、これを踏まえて被申立人としても賠償手続を開始しております。

(i) 「(指針) I) 避難指示区域の第3期において賠償すべき精神的損害の具体的な損害額については、避難者の住居があった地域に応じて、以下のとおりとする。① 帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域については、第二次追補で帰還困難区域について示した一人600万円に一人1,000万円を加算し、右600万円を月額に換算した場合の将来分(平成26年3月以降)の合計額(ただし、通常範囲の生活費の増加費用を除く。)を控除した金額を目安とする。具体的には、第3期の終期が平成24年6月の場合、加算額から将来分を控除した後の額は700万円とする。② ①以外の地域については、引き続き一人月額10万円を目安とする。」

(ii) 「I) ①の加算額の算定に当たっては、過去の裁判例及び死亡慰謝料の基準等も参考にした上で、避難指示が事故後10年を超えた場合の避難に伴う精神的損害額(生活費増加費用は含まない。)の合計額を十分に上回る金額とした。」

このように、第四次追補に基づき、「将来の生活に見通しをつけるため、避難指示解除の見通しがつかず避難が長期化する場合の精神損害等に係る賠償」が実施されていることを踏まえれば、申立人様らに共通するご事情に基づく精神的苦痛については、これらの中間指針等に基づく賠償により慰謝されているものと考えられます。

そのほか、被申立人は、従前より、申立人様らからの個々の直接請求や別件ADR申立てを通じて

- ① 就労不能損害・営業損害
- ② 生活費増加費用
- ③ 避難に伴う身体的損害等
- ④ 家財等の損害

についても賠償をさせていただいており、これらの賠償に当たりましては、中間指針や貴センターにおける総括基準等を踏まえ、各個人や各世帯の個別具体的なご事情を考慮させていただいております。

以上によれば、申立人様らごとの個別的な事情を考慮せず一律の慰謝料の増額を想定することは困難であります。

第5 おわりに

以上のとおり、人格的利益を侵害されたことを理由とする精神的苦痛は、個々の申立人様らごとに属人的に発生するものであるため、申立人様らごとの個別的な事情を考慮せず、申立人様らに共通する精神的苦痛に対する慰謝料を観念することは極めて困難であるというほかありません。

個々の申立人様らに固有のご事情について、ご主張、ご説明いただいた場合には、別途検討させていただきたいと考えておりますが、現時点において、申立人様らに対して一律に慰謝料の増額を認めさせていただくことは困難であると思料いたします。

以上